

世田谷区心身障害者福祉手当の対象拡大について

(付議の要旨)

身体障害者、知的障害者、難病患者等へ支給している世田谷区心身障害者福祉手当（以下、「障害者手当」という。）の対象者について、精神障害者への拡大を図ることとしたので報告する。

1 主旨

平成18年の障害者自立支援法施行及び平成25年の障害者総合支援法改正により、精神障害者施策については、これまでの保健医療施策に加え、福祉施策の充実を図り各種の支援策が講じられるようになった。区においてもこれを機会に、障害種別に関わらない障害福祉サービスの充実を進めてきたところである。しかし、心身に障害や疾病のある者に対して福祉の増進を図ることを目的に区が支給する障害者手当については、身体障害者、知的障害者、難病患者等を対象としており、これまで精神障害者は対象外であった。

このたび、社会との接点が少ない精神障害者の生活の一助として、障害者手当の支給対象を精神障害者へも拡大する。

2 手当の概要

(1) 対象者及び支給額（平成28年4月現在）

| | 対象者 | 支給月額(円) | 支給者数 | 平成27年度 支給総額(千円) |
|-----|--|---------|-------|--------------------|
| 第1号 | ・身体障害者手帳 1級2級 ・愛の手帳 1～3度 ・脳性麻痺・進行性筋萎縮症 | 16,500 | 6,085 | 1,107,397 |
| 第2号 | ・身体障害者手帳 3級 ・愛の手帳 4度 | 7,500 | 2,488 | 193,957 |
| 第3号 | ・指定の疾病で医療券を所持 | 15,000 | 3,544 | 558,540 |
| 第4号 | ・3号かつ1号または2号 | 16,500 | 368 | 71,940 |
| 第2項 | ・1号のうち20歳未満 ・1号、2号、4号のうち児童育成手当受給者 | 1,500 | 812 | 7,107 |

※ 第1号は、東京都心身障害者福祉手当に関する条例に基づく。

※ 第2号以下は、区の独自手当

※ 平成28年度現在の指定疾病（難病）数は341疾病

※ 愛の手帳とは、東京都が知的障害者へ発行する手帳（国の療育手帳に該当する）

(2) 支給要件

- ① 世田谷区に住所を有し、条例で定める次の障害や疾病を有すること
 - ・身体障害者手帳1級～3級、または愛の手帳1度～4度を所持している。
 - ・脳性麻痺や進行性筋萎縮症に罹患している。
 - ・指定難病であり医療券を所持している。
- ② 新規申請時に満65歳未満であること

- ③ 所得が基準以下であること
- ④ 障害者支援施設や老人福祉施設等規則で定める施設に入所していないこと

(3) 運用

他の障害により既に手当を受給している場合や障害が重複する場合は、受給者の不利益とならないよう、支給金額の高い方を優先して支給できる。

<参考>

障害ごとの手帳所持者数

| 種別 | 等級 | 人数 | 種別 | 等級 | 人数 | 種別 | 等級 | 人数 |
|------|-----|-------|------|----|-------|------|----|-------|
| 身体障害 | 1級 | 7,032 | 知的障害 | 1度 | 167 | 精神障害 | 1級 | 284 |
| | 2級 | 2,996 | | 2度 | 1,261 | | 2級 | 2,499 |
| | 3級 | 3,332 | | 3度 | 1,166 | | 3級 | 2,128 |
| | 4級～ | 6,813 | | 4度 | 1,644 | | | |

※「身体・知的障害者」は平成28年4月1日現在
「精神障害者」は平成28年3月31日現在の人数

3 拡大の内容

(1) 対象

精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象に加える。

(2) 拡大の目的

精神疾患がある方に対し精神障害者保健福祉手帳（以下「精神手帳」という。）取得に必要な医療機関への受診を後押しするとともに、手当の支給を通じ重度の精神障害者が社会との接点を設ける契機とする。

(3) 手当額

月額5,000円（年額60,000円）

※ 先行自治体（4区・6市）の手当額は、3,000円～11,000円となっており、これら自治体との均衡や支給目的を勘案し月額5,000円とする。

(4) 実施時期

平成29年4月

※ 手当は申請月からの支給であるが、拡大開始当初6ヶ月間は周知期間と捉え、申請月に係らず4月に遡って支給する。

(5) 想定される効果

- ① 手当の支給には精神手帳取得が要件となるため、精神疾患がある方の医療機関受診のきっかけとする。
- ② 精神手帳の所持者が、有効期間（2年）更新のために通院することにより、治療中断や怠薬の放置を防げる。
- ③ 手当を活用して買い物をするなど、社会との接点が少ない重度の精神障害者の外出等の契機とする。
- ④ 精神障害者の全体把握を通じ、精神障害者施策の充実に結び付ける。

(6) 経費概算

① 手当所要額（通年） 10,224千円

【積算】@5,000*12ヶ月*（精神手帳所持者284人*0.6）

※ 区の精神手帳1級所持者のうち、他の障害により既に手当を受給している者や

満65歳以上の者が対象外となる。一方で、新たに精神手帳を取得する場合も想定し、精神手帳1級所持者のうち約6割の申請を想定する。

※ 手当の支給は年3回（8月、12月、翌年4月）となるが、平成29年度予算においては8月支給分と12月支給分を予定する。

② 事務経費 約1,300千円（平成28年度電算システム改修費用）

(7) 周知方法

区のおしらせ、ホームページ、精神手帳1級所持者への個別通知、医療機関や年金事務所へのポスター掲示など

4 世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部改正

精神障害者を対象に加えるにあたり、世田谷区心身障害者福祉手当条例第2条に係る別表に精神障害者を加えるとともに、第3条の手当額変更の改正を行う。

5 今後のスケジュール

平成28年11月 福祉保健常任委員会報告（対象拡大について）

12月 個人情報保護審議会

平成29年 2月 福祉保健常任委員会報告（条例の一部改正案）

平成29年第一回区議会定例会（条例の一部改正提案）

4月 対象拡大の実施